

「新地方公会計の最新動向とその活用方
策」～パブリック・ガバナンスへの挑戦～

新日本有限責任監査法人
公会計部 パブリック・アフェアーズ事業部
社員 公認会計士 黒石 匡昭

新日本有限責任監査法人
ERNST & YOUNG
Quality In Everything We Do

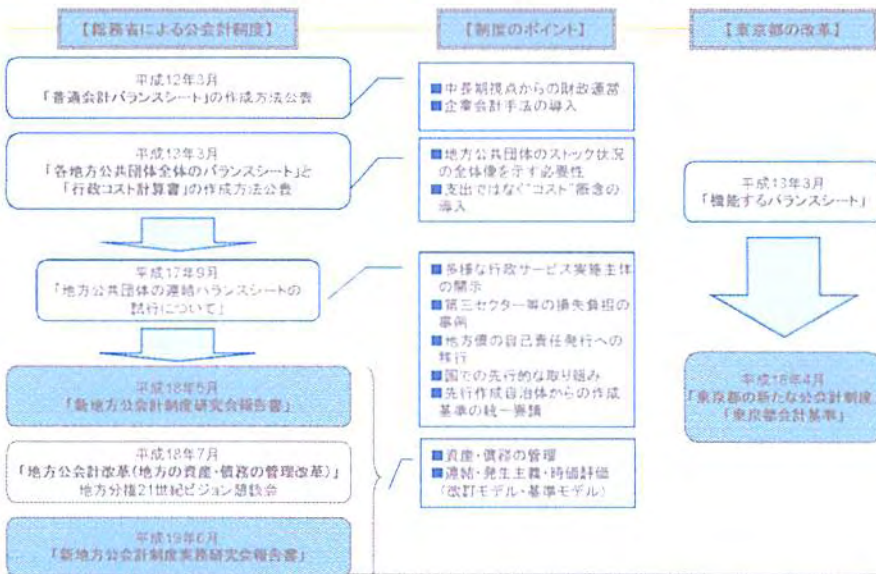
2009年4月18日

目次

- ▶ 1. 新地方公会計の概要と特徴 3
- ▶ 2. 健全化4指標と新地方公会計 16
- ▶ 3. 地域経営への活用策 26
- ▶ 4. 将来的展望 37

1. 新地方公会計の概要と特徴

1-1. 地方公会計の変遷～総務省、東京都



1-2. 新地方公会計の法律的根拠

法律上の作成(取り組み)義務がある

- 行政改革推進法(H18.6.2)
- 総務省自治財政局財政課からの事務連絡(H18.6.14)
- 総務省:「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」
 - 公会計の整備
(人口3万人以上都市 3年以内、3万人未満都市 5年以内に作成/公表)
 - 資産・債務管理施策等
(3年以内に策定)

●法律上、(財務諸表)監査は義務付けられていない。

1-3. 「新地方公会計制度研究会報告書」のポイント

○基本的考え方

- 地方の資産・債務改革に資すること
- 原則として、国(財務省)の作成基準に準拠
- 単体と連結の双方を作成・公表
- 貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の4表を整備
- 「基準モデル(按内モデル)」と「総務省方式改訂モデル(トーマツ森田方式)」を提案(選択は各団体の任意)

○導入予定

- 都道府県、人口3万人以上の都市 :3年(H21.3)を目処に4表の整備ないしは作成に必要な情報の提示
- 人口3万人未満の都市 :3年ほどの準備期間とし、4表の整備ないしは作成に必要な情報の提示

- H20年秋にH19年度決算の公表が大変望ましい。(健全化指標公表との整合)
- H21年秋にH20年度決算の公表が目途

○実務対応

- 倉敷市と浜松市の試作を基に実務報告を公表。
- 作成に必要なプログラムは総務省が責任をもって各団体に配布(・地方公会計の整備促進WG)
- 財務諸表の正確性に関する監査制度の構築を急ぐべき。

1-4. 作成する財務書類

単体	貸借対照表	期末日のインフラ資産・負債の金額的価値。資金調達と使途の結果
	行政コスト計算書	1年間に費やしたコストの内容
	純資産変動計算書	1年間の純資産の動き
	資金収支計算書	1年間のあらゆる資金の動き
連結	貸借対照表	期末日のインフラ資産・負債の金額的価値。資金調達と使途の結果
	行政コスト計算書	1年間に費やしたコストの内容
	純資産変動計算書	1年間の純資産の動き
	資金収支計算書	1年間のあらゆる資金の動き

Page 7

新日本有限責任監査法人 ERNST & YOUNG
Quality In Everything We Do

1-5. 作成する財務書類

単体	普通会計 (一般会計+公営事業 会計以外の特別会計)	一般会計 国民保険事業 老人保健医療事業 介護保険事業 交通災害共済事業 水道事業 下水道事業 電気事業 ガス事業 農業農村振興事業 農業共済事業 病院事業 等
	公営事業会計	
連結	地方独立行政法人、一部事務組合・広域連合・ 地方三公社、第三セクター	

Page 8

新日本有限責任監査法人 ERNST & YOUNG
Quality In Everything We Do

1-6. 基準モデルvs総務省方式改訂モデル(1/2)

	基準モデル	総務省方式改訂モデル
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・新モデル⇒基礎データから整備が必要 ・複式簿記(企業会計)の採用が前提 ・作成が比較的大変 	<ul style="list-style-type: none"> ・従来の総務省方式の改訂 ・複式簿記採用せずとも作成可能(決算統計資料の利用) ・作成が比較的容易
作成工数	171人日(倉敷市)	135人日(浜松市)
ストック情報	<ul style="list-style-type: none"> ・インフラ資産は個別資産の積み上げ(企業会計並の固定資産台帳の整備) ・企業会計並の債権評価、投資評価を要求 ・公正価値評価(負債との対応を重視) 	<ul style="list-style-type: none"> ・インフラ資産は大部分ごとの総額を示すのみ(資産台帳は段階的に整備) ・債権評価、投資評価は任意(言及なし) ・取得原価評価(但し、売却可能資産は時価評価)
フロー情報	<ul style="list-style-type: none"> ・日常的な複式簿記仕訳が必要 ・政策別等のセグメント別管理への発展が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・決算統計から抜き出して記入 ・段階的な複式簿記導入を視野に
内部管理	<ul style="list-style-type: none"> ・セグメント情報への発表、物品管理等の内部管理目的に利用可能 ・予算制度改革 	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎データが既述であり、異なるもののため、内部管理への利用度低い。 ・作成・公表目的のみ。

1-6. 基準モデルvs総務省方式改訂モデル(2/2)

	基準モデル	総務省方式改訂モデル
作成時の 負荷	<ul style="list-style-type: none"> ・当初は、固定資産の台帳整備及び仕訳パターンの整備等に伴う負荷あり。 ・継続作成時には負荷は減少 	<ul style="list-style-type: none"> ・当初は、売却可能資産の洗い出しと評価、回収不能見込み額の算定など、現行総務省方式の作成団体であれば負荷は比較的軽微 ・継続作成時には、段階的整備に伴う負荷あり。
財務書類の 検証可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・開始時の未分析残高を除き、財務書類の数値から元帳、伝票に遡って検証可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・台帳を段階的に整備し、複式簿記の考え方を導入すれば、検証可能性を高めることも可能
財務書類の 作成・開示 時期	<ul style="list-style-type: none"> ・出納整理期間後、早期の作成・開示が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・出納整理期間後、決算統計と並行して作成・開示 ・複式簿記の考え方を導入すれば、出納整理期間後、早期の作成・開示が可能

1-7. 作成例-①倉敷市の貸借対照表

H17 倉敷市単体(普通会計+公営事業会計)バランスシート				
換金価値ある資産	金融資産	635億円	流動負債	308億円
	現金	370億円	地方債(短期)	243億円
	未収金等債権	103億円	預り金	30億円
	投資等	150億円	その他	35億円
	その他	7億円		
回収可能な金額を計上				1年以内に返済必要な負債
カネ→モノに変換された資産→換金しにくい	非金融資産	10,859億円	非流動負債	3,914億円
	事業用資産	3,010億円	地方債(長期)	3,677億円
	(内有形固定資産 3,006億円)		退職給付引当金	235億円
	土地	1,499億円	その他	2億円
	建物	1,347億円	合計	4,223億円
ほぼ換金化できない資産	その他	164億円		
	インフラ資産	7,849億円	純資産	7,271億円
	用地	2,414億円	財源	157億円
	施設	5,278億円	資産形成充当財源	7,114億円
	その他	157億円		
合計	11,495億円	合計	11,495億円	返済不要な純資産=現世代財源

Page 11

新日本有限責任監査法人 ERNST & YOUNG
Quality In Everything We Do

1-7. 作成例-②倉敷市の行政コスト計算書

H17 倉敷市単体(普通会計+公営事業会計)行政コスト計算書				
人にかかるコスト	経常業務費用	1,310億円	経常移転支出	1,437億円
	人件費	373億円	補助金支出	1,106億円
	物件費	612億円	扶助費支出	261億円
	公債費(利子)	107億円	その他	69億円
	その他経費	217億円		
物にかかるコスト				移転支出(スルー)コスト
カネにかかるコスト	経常費用合計(総行政コスト)		2,748億円	1年間の総費用額
受益者負担による収入	経常収益	△1,686億円		
	自己収入	△719億円		
	経常移転収入	△952億円		
	その他	△14億円		
	純経常費用合計(純行政コスト)		1,063億円	1年間の純費用額

Page 12

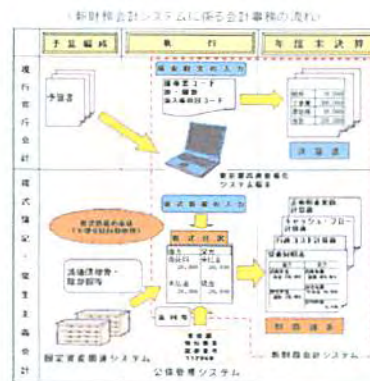
新日本有限責任監査法人 ERNST & YOUNG
Quality In Everything We Do

1-7. 作成例-③倉敷市の資金収支計算書

H17 倉敷市単体(普通会計+公営事業会計)資金収支計算書			
人件費、物件費、扶助費、補助金等	経常的支出	△2,322億円	税金、自己収入、補助金、交付税等
	経常的収入	2,690億円	
	経常的収支	368億円	
インフラ投資、貸付等	資本的支出	△682億円	インフラ財源、補助金、交付税等
	資本的収入	517億円	
	資本的収支	△165億円	
地方債の元利支払等	財務的支出	△356億円	地方債発行等
	財務的収入	249億円	
	財務的収支	△107億円	
	当期資金収支額	95億円	
	期首資金残高	274億円	
	期末資金残高	370億円	

1-8. 東京都モデル

- H18/4から新公会計制度の導入
- H19/9に新財務諸表を公表
- 監査委員による監査報告(但し、保証型ではない)
- 固期的な新財務会計システムの導入(右図参照)
 - 日々の歳入歳出仕訳を複式仕訳に自動変換
- 「ストック情報」: 台帳方式により整備、取得原価評価
- 「フロー情報」: 事業別コスト情報、税金は収益



詳細は東京都会計管理局HP - <http://www.kakeikan.metro.tokyo.jp/kaikaku.htm>

1-9. 各モデルの比較と今後の課題

視点	総務省 新地方公会計		東京都
	基準モデル	改訂モデル	
1. 資産・負債改革 (貸借対照表)	◎ ・インフラ資産の公正価値評価 ・保有資産価値VS借金のバランス ・台帳整備(個別資産)	△ ・インフラ資産は取得原価 (一部は時価評価) ・台帳整備なし (過去投資額の累計)	○ ・インフラ資産は取得原価 ・台帳整備(個別資産)
2. 予算配分改革 (行政コスト計算書)	○ ・コストのセグメント管理 ・原因分析可能	△ ・コストのセグメント管理は限定的 ・原因分析に難	○ ・コストのセグメント管理 (事業別損益) ・原因分析可能
3. 取り組みやすさ	△ ・システム整備が必要 ・個別資産の台帳整備が難	◎ ・既存の決算統計の代替 ・台帳整備なし	△ ・都のシステム検査 ・都の台帳整備
4. 検証(監査)可能性	○ ・複式簿記が前提のため可能 ・台帳整備が前提のため可能	△ ・決算統計代替が前提のため難 ・台帳整備なく難	○ ・複式簿記が前提のため可能 ・台帳整備が前提のため可能
5. 比較可能性	△ ・当初、採用団体は少なく難	◎ ・当初、採用団体多い	△ ・現状、都のみ

Page 15

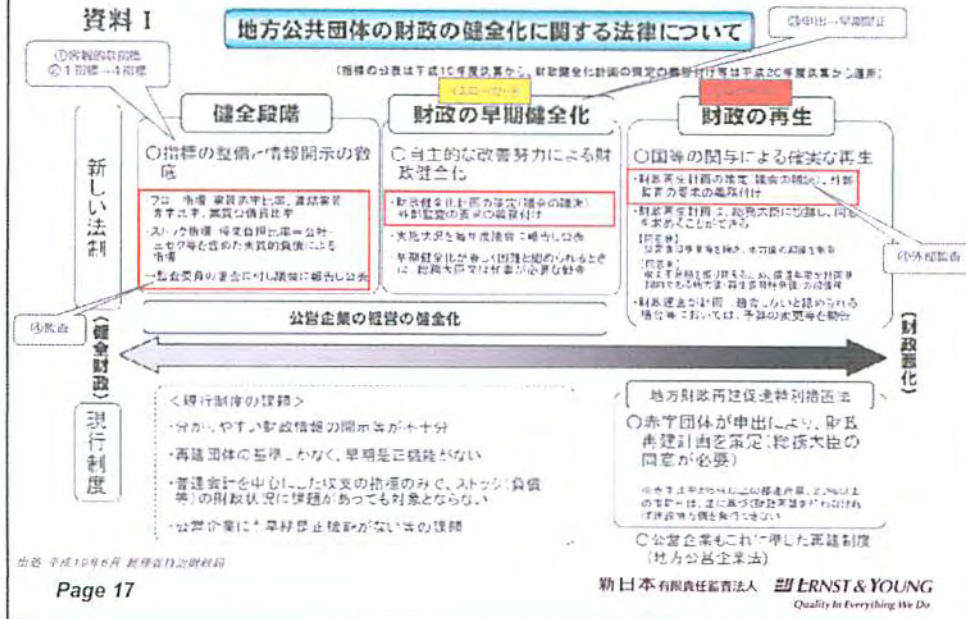
新日本有限責任監査法人 ERNST & YOUNG
Quality In Everything We Do

2. 健全化4指標と新地方公会計

Page 16

新日本有限責任監査法人 ERNST & YOUNG
Quality In Everything We Do

(参考1) 財政健全化法とは



(参考1) 財政健全化法とは

法律の施行に向けたスケジュールについて

平成19年度			平成20年度			平成21年度		
6/22	～12月	3月	4月～	秋	3月	4月	秋	3月
○ 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」公布	○ 「地方公共団体との意見交換」	(平成20年度予算編成)	○ 指標の公表に係る規定の施行(公布後1年以内)	○ 19年度決算に基づく指標の公表 試算		○ 計画策定義務等に係る規定の施行	○ 20年度決算に基づく指標の公表 本番	○ 財政再生計画を策定(平成21年度内) 計画策定義務に該当する団体は、財政健全化計画

出典:平成19年6月 経理自治体事務局

(参考2) 健全化判断指標等

4指標と対象範囲



(参考3) 基準値

判断指標	区分	早期健全化基準	財政健全化基準
実質赤字比率	市町村	11.25%~15% (財政規模に依り)	20%
	都道府県	3.75%	5%
連結実質赤字比率	市町村	16.25%~20% (財政規模に依り)	20%
	都道府県	5.75%	10%
実質公債費比率	市町村	25%	20%
	都道府県		
将来負担比率	市町村	350%	—
	政令指定都市	400%	—
	都道府県	400%	—
資金不足比率	公営企業	20%	—

出典: 経産省自治体財政資料より作成

2-1. 財政健全化指標と新地方公会計の関係

現行、両者はリンクしていない。



- 健全化4指標の算出 → 現行決算関係書類(決算統計資料等)で可能
- 健全化4指標のマネジメント → 新地方公会計をインフラとして活用(最低限の活用)

●「連結」経営の視点

- ・公営企業、3セク等を含む資産・負債を連結した財務書類
- ・“隠れ債務”の表面化
- ・連結全体が外部監視にさらされる“透明性”

連結実質赤字比率
将来負担比率
資金不足比率

●資産・負債改革の視点

- ・資産と負債の網羅的な一覧化
- ・資産と負債は“バランス”で管理
- ・アンバランス(非効率資産、過大債務等)の改善

実質赤字比率
連結実質赤字比率
実質公債費比率
将来負担比率

●コスト分析 → 政策評価

- ・政策別、施策別、事業別のコスト(連結ベース)
- ・「成果/コスト」を“限りある資源”の配分に活用

実質赤字比率
連結実質赤字比率
実質公債費比率

2-2. 健全化4指標の意味 ①フロー指標

フロー指標

実質赤字比率	経上費用額 - (支払総経費 - 事業経経費)	標準財政収支
--------	-------------------------	--------

- 一般会計事業と関連した実質赤字の標準財政収支に対する比率
- ・繰上費用額 → 繰入不足のため、翌年度繰上を繰り上げて費用した額
- ・支払総経費 → 事業上繰入不足のため、非効率年度に繰り加えた額
- ・事業経経費 → 事業上繰入不足のため、事業全額に達した額

連結実質赤字比率	(A + B) / (C - D)	標準財政収支
----------	-------------------	--------

- 実効性会計とした実質赤字(又は資金の不足額)の標準財政収支に対する比率
- A) 一般会計及び公営企業(または公営企業法適用企業、準適用企業)以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
- B) 公営企業の特例会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
- C) 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
- D) 公営企業の特例会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

●フロー指標

- 流入/流出(現金主義)ベース
- 収入規模に対する収支赤字
- 収支赤字を借入れて埋めた場合は問題とならない。
- “連結”には3公社、3セク含まず

《新地方公会計から読み取れる情報》

- 資金赤字(黒字)は資金収支計算書より
- 資金収支の発生原因を活動別に把握可能(経常活動、投資活動、財務活動)
- 単年度の赤字(黒字)だけでなく、資金残高(ストック情報)との対比が可能
- 3セク含む連結ベースでも把握可能

2-2. 健全化4指標の意味 ②負債関連指標

負債関連指標

元利償還率・元金償還率 (E1) = 元金償還率	の3割
返済比率 (E2) = (元金償還率 + 元金償還率) / (元金償還率 + 元金償還率 + 元金償還率)	の3割
返済比率 (E3) = (元金償還率 + 元金償還率) / (元金償還率 + 元金償還率 + 元金償還率)	の3割

① 一般会計等が負担する元金償還率及び元金償還率の標準的指標に對する比率

(E) 返済比率の割合

1. 返済一掃償還率について、償還期間を3年とする仮定的元金償還率を1とした場合、事業年度の元金償還率を求め
2. 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰上金のうちが新年度に償還に充てられるもの
3. 残高・地方債等事業費（経費等）への負担率・繰上金のうち、繰上金が充てられた地方債の償還の利率に充てられたもの
4. 借入負債に、繰上金のうちが償還に充てられるもの

- フロー指標
- 歳入歳出(現金主義)ベース
- 収入規模に対する元利返済の負担度
- 現時点の一般会計の負担分
- 3公社、3セク含まず

《新地方公会計から読み取れる情報》

- 収入規模に対する元利返済負担度は資金収支計算書でもわかる
- さらに、返済原資と借入金残高のバランスもわかる(民間ファイナンスでは最重要指標)
- 3セク含む連結ベースでも把握可能

2-2. 健全化4指標の意味 ③ストック指標

ストック指標

将来負債率 (E1) = (元金償還率 + 元金償還率) / (元金償還率 + 元金償還率)	の3割
将来負債率 (E2) = (元金償還率 + 元金償還率) / (元金償還率 + 元金償還率)	の3割
将来負債率 (E3) = (元金償還率 + 元金償還率) / (元金償還率 + 元金償還率)	の3割

① 一般会計等が将来負担する元金償還率及び元金償還率の標準的指標に對する比率

(E) 将来負債率の割合

1. 一般会計等の地方債償還率
2. 借入負債に、繰上金のうち、繰上金が充てられた地方債の償還の利率に充てられたもの
3. 一般会計等以外の特別会計の地方債の元金償還に充てられた元金償還率の割合
4. 当該債権が加入する債権者の地方債の元金償還に充てられた元金償還率の割合
5. 返済原資と借入金残高のバランス
6. 返済原資と借入金残高のバランス
7. 返済原資と借入金残高のバランス
8. 返済原資と借入金残高のバランス

- ストック指標
- 将来負担額がストック
- 収入規模に対する一般会計の将来負担度
- "将来"負担の見込みには恣意性が入る余地あり
- 3公社、3セクは含むが、一般会計負担額のみ

《新地方公会計から読み取れる情報》

- 貸借対照表の負債情報、注記の債務負担行為等から"フル"将来負担はわかる
- 債務保証・損失補償の負担見込みは、引当金を適正に計上すればわかる(ただ、引当金は見込み値のため、マーケットでは第三者監査を受けないと信用されないのが常識)
- 3セク含む連結ベースで債務総額を把握可能

2-2. 健全化4指標の意味 ④地方公営企業指標

地方公営企業指標

- 三、公営企業の経営の健全化では、健全率比率（健全の不足額・事業の規模）を用いる
- 資金の不足額（一般会計簿の貸方勘定に繰入るものとして、公営企業会計に計上した額）
 - 事業の規模（利益収入とよばれる事業活動から生じる収益等）増加する額

●公営企業会計制度に関する実務研究会

1 資金不足額の考え方

〔流動負債－流動資産〕－計画赤字（計算可能資金不足額）
↓
従来からとられてきた自治体事業の健全率不足額（不良債権額）
＝現特1（一般債償付・臨時借入金等）
＝現特2（リース・リース・リース）

2 事業規模（資金不足比率の分子）について

事業規模は、利益計算書の営業収益を指す（「経理」での収入計上額と異なる）
ただし、その他にも、（収入）は、営業収益を事業規模とするには適当が
ないため、注意。検討する

- ストック指標
- 収益規模に対する一定時点のみなし資金不足額の割合
- 正味運転資本（流動負債－流動資産）を短期流動資金とみなしている。
- 複式簿記・発生主義決算を活用



《新地方公会計から読み取れる情報》

- 各種財務諸表のワークシートに公営企業別決算が開示されている
- 単一指標にしなくとも、企業会計的分析が可能（赤字、債務超過、営業CFマイナス等）
- 「一般会計からの繰入」に留意（これにより資金的に延命されている事業もあり）

3. 地域経営への活用策

3-1. バランスシート導入の目的

(1) 地方公共団体と企業の違い

【地方公共団体】

- ①目的 : 住民福祉の増進
- ②財務活動: 議会の統制(財政民主主義)
- ③費用認識: 現金主義
- ④財政悪化: 財政再建手続き



【企業】

- ①目的 : 利益の追求
- ②財務活動: 弾力的
- ③費用認識: 発生主義
- ④財政悪化: 解散(清算)

(2) そもそも企業がバランスシートを作成する理由は

- ①企業経営者が、自らの**経営資源**を的確に把握して、**効率的な経営**を行うため
- ②企業の**利害関係者**(株主、債権者etc.)に**財政状態**を公表するため

↓
ということは

(3) 地方公共団体においてバランスシートを導入すると

- ①**財政状態**を的確に把握することによって、**効率的な税金活用**を行うことができる。
- ②**住民**に地方自治体の財政状態を明らかにし、積極的に**説明責任(アカウンタビリティ)**を果たしていく手段となる。

3-2. バランスシートと行政コスト計算書

▶ バランスシート(B/S)

	意味・視点	【参考】民間の場合
対外部 (住民・債権者)	<ul style="list-style-type: none"> ● 概括的な資産・負債の状況 ● 肥大化してすぎているか ● 変な関係団体はないか 	<ul style="list-style-type: none"> ● 財政状態は安全か ● 破綻・デフォルト)リスクはないか ● 変な含み損・繰外償還はないか
内部管理用	<ul style="list-style-type: none"> ● 資産管理・負債管理にほとんど使っていない 	<ul style="list-style-type: none"> ● 経営資源の的確な状況把握(たな卸し・時価評価) ● 業績管理ツールとして

▶ 行政コスト計算書(P/L)

	意味・視点	【参考】民間の場合
対外部 (住民・債権者)	<ul style="list-style-type: none"> ● 1年間の活動報告 ● どの分野にどのくらいコストを使っているか 	<ul style="list-style-type: none"> ● 経営成績は悪化か ● 収益性はよいか
内部管理用	<ul style="list-style-type: none"> ● 業績管理・来期予算編成にほとんど使っていない 	<ul style="list-style-type: none"> ● 収益・利益の目標管理・業績は予定通り進捗しているか

3-3. 民間企業と自治体の財務分析の相違

視点	自治体	民間企業
安全性 (財務の持続可能性)	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 実質赤字比率、実質公債費比率 ▶ 将来負担比率 ▶ 債務償還年数 等 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 自己資本比率 ▶ 流動性比率 ▶ 債務残高/営業CF倍率 等
収益性	—	<ul style="list-style-type: none"> ▶ ROE、ROA ▶ 営業利益率 ▶ 経常利益率 等
効率性	▶ 住民一人当たり分析指標	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 人件費比率 ▶ 資本回転率
成長性	同右	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 対前期比率 ▶ 対前年増加率 (収益規模、利益規模)
公平性	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 将来世代負担比率 ▶ 行政分野別、資本形成比率 	—

3-4. 新地方公会計時代の地域経営策

■ ストック(資産・負債)改革

- ストック情報の認知・網羅的一覧性
- 資産と負債のアンバランスの解消(世代間負担の闘争)
- 行政需要の低下した資産のあぶり出し・売却等

■ 連結経営

- 連結情報の認知・網羅的一覧表
- 外郭団体管理の徹底(本当に必要か?)
- 3セク、地方3公社、公営企業、特別会計改革
- 連結ベースの予算マネジメント

■ ファイナンスマーケットとの付き合い方の変革


- IR(財政状態の分かりやすい開示、アニュアルレポート)
- ファイナンスの多様化・広範化

■ 評価(成果/コスト)に基づく予算マネジメント

3-5. 資産・負債改革の動向

- 売却可能資産のあぶり出し
- 公共資産(貸付債権、不動産、その他)の証券化検討
- 未利用資産の有効利用
 - ▶ 国土交通省 PRE研究会
 - ▶ 資産活用の市場化テスト
 - ▶ 用途変更/転用
 - ▶ 補助金適正化法の原則—規制改革
- 売却
 - ▶ 不動産売却 実例多数
 - ▶ 事業売却

Page 31

新日本有限責任監査法人  ERNST & YOUNG
Quality In Everything We Do

3-6. 3セク・公社改革

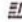
第三セクター

- ▶ 3セク処理は最終ステージ
 - ▶ 東京都、大阪府、大阪市等
- ▶ 公益法人制度改革 (12/1より新法施行)
 - ▶ 社団法人・財団法人の公益認定

三公社

- ▶ 土地開発公社
 - ▶ 特定調停
 - ▶ 住宅供給公社
 - ▶ 特定調停(北海道)
 - ▶ 民営化検討
- (神奈川県、大阪府、福岡県、長野県、東京都)

Page 32

新日本有限責任監査法人  ERNST & YOUNG
Quality In Everything We Do

3-7. 公営企業改革

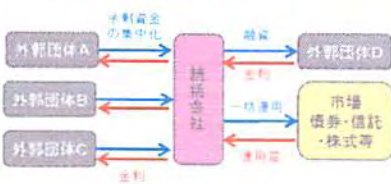
公営企業

- ▶ 介護サービス 民間譲渡事例多数
- ▶ ガス民間譲渡事例多数(長野県、仙台市、桑名市等)
- ▶ 交通
 - ▶ バス 民間譲渡(札幌市)
 - ▶ 地下鉄 経営健全化対策指定(名古屋、札幌、横浜、京都)
民営化検討(横浜市、大阪市、神戸市、東京都?)
- ▶ 水道 民間委託
- ▶ 病院 民間譲渡、地独化、民間委託

3-8. グループファイナンス

行政と関連のある公社等の外郭団体をグループ化し、各団体での剰余資金を利用したグループ内融資、資金の集中化、一括運用による効率的な資金運用を実現するためにグループファイナンスを構築する。

グループファイナンスのイメージ



一括運用

機能: 各外郭団体内の剰余資金を統括会社に集約し、その資金を統括会社が一括で運用する。
効果: 剰余資金運用の効率化
(現状の各団体の運用利回りよりも高い利回りを実現)

グループ内融資

機能: 各外郭団体内の剰余資金を統括会社に集約し、その資金を各外郭団体の資金需要に応じて融資資金として活用する。
効果: 外部借入金の圧縮・金利負担軽減
(現状の各団体の資金需要にグループファイナンス資金を活用することにより、新たな外部借入を縮小し、金利負担を軽減)

導入ステップ

	①事前準備	②組織構築	③各種規程の策定	④実施プロセス策定
概要	プロジェクトチームを編成し、戦略的なグループファイナンスのスキームの設計、効果的なコミュニケーションを図る。	グループファイナンス実行上の組織、持株会社と参加会社との機能分担、運営に必要な人材配置等を検討する。	グループファイナンスを実行する際の、グループの実情やルールを策定し、HD及び子会社で合意する。	グループファイナンスの具体的な実施プロセスを設計し、実施プロセスを明確化する。必要に応じてシステム対応の検討を行う。
主要内容	<ul style="list-style-type: none"> ・基本スキームの検討 ・各団体の剰余資金分析 ・導入効果の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・組織体制の検討 ・基本方針の検討 ・人材配置の検討 ・人材配置の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針の整備 ・グループファイナンスの社内規程の整備 ・金利決定ルールの検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・社内業務フロー ・資金計画の策定 ・運用実績評価検討の検討

3-9. 予算マネジメント改革の動向

国内先進事例

- ▶ 評価の結果を予算編成に反映(青森市、豊橋市、島根県)
 - (注)青森市の自治体経営システム(予算と人員をトータル資源と捉え、評価結果を配分方針決定に活用)
- ▶ 枠配分制度(政策別)

海外事例

- ▶ 予算・評価の一体化 : 英、米、豪、NZ
- ▶ フルコスト発生主義予算 : NZ
- ▶ フランス LOLF法改革

3-10. (まとめ)新地方公会計時代のNPM

「連結」ベースの視点をもって・・・

- **フロー(連結コスト)管理の徹底**
 - 政策、施策、事務事業別に分解・細分化
 - “評価”に活用→予算(資源配分)改革
- **ストック情報管理の徹底**
 - ストック(モノ資源)の認知
 - 連結ベースの資産・負債整理
 - 資産・負債のアンバランスの解消(ALM的視点)
 - 公社改革、公営企業改革、外郭団体のあり方検討・・・

マネジメント的
業務的
視点

戦略的
全体的
視点

4. 将来的展望

(参考)各団体の取り組み状況

地方公共団体の平成18年度版財務書類の作成状況①

1. 平成18年度決算に係る財務書類の整備状況

資料3-1

(注)作成状況については毎年の作成予定モデルに基づき)

	数量(単位)	割合	数量(単位)	割合	数量(単位)	割合	数量(単位)	割合
作成済	47	(100%)	954	(98.6%)	12	(100%)	1,247	(55.2%)
標準モデル	0	0%	2	(0.2%)	0	0%	2	(0.2%)
総務省方式改訂モデル	0	0%	45	(4.7%)	2	(17%)	43	(4.1%)
総務省方式	44	(93.6%)	990	(23.5%)	15	(100%)	260	(93.7%)
その他	3	(6.4%)	22	(2.3%)	0	0%	22	(2.1%)
作成中	0	0%	240	(24.4%)	0	0%	222	(12.3%)
標準モデル	0	0%	7	(3%)	0	0%	3	(1.3%)
総務省方式改訂モデル	0	0%	44	(18.3%)	0	0%	143	(64.4%)
総務省方式	0	0%	35	(14.7%)	0	0%	83	(35.7%)
その他	0	0%	7	(3%)	0	0%	7	(3.2%)
未作成	0	0%	525	(53.6%)	0	0%	520	(28.5%)
標準モデル	0	0%	32	(6.1%)	0	0%	62	(15.8%)
総務省方式改訂モデル	0	0%	292	(55.6%)	0	0%	393	(75.8%)
その他	0	0%	41	(7.7%)	0	0%	45	(8.7%)

- 都道府県、指定都市は全団体が作成済
- 指定都市を除く市区町村は、58.2% (1,047団体) の団体が作成済。これに作成中の市区町村12.9% (232団体) を加えると、市区町村全体の71.1% (1,279団体) の団体が作成に着手済
- 作成中である市区町村232団体のうち、1.3% (3団体) が標準モデル、61.6% (143団体) が総務省方式改訂モデルにより作成中

4-1. 地方公会計の今後の行方

■2つの基準(基準モデル・総務省改訂モデル)並列

■自治体の動向

■国際公会計基準(IPSAS)の方向性

■日本公認会計士協会

■今後の方向性

■財政健全化法とのリンク

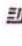
・総務省のWGでの議論。

・今後の展開案:財務書類から導かれる4指標、指標の外部監査、真の連結概念の導入・・・

■将来的には財務諸表監査(検証可能性)

(検証可能なシステムが前提、国際的な動向、扮飾動機と監査の関係・・・)

Page 39

新日本有限責任監査法人  ERNST & YOUNG
Quality In Everything We Do

4-2. 国際公会計基準(IPSAS)の方向性

■国際公会計基準審議会(IPSASB)

■民間の国際財務報告基準を策定するIFAC内の常設期間

■国際財務報告基準(IFRS)を基にパブリック特有の論点について整備

■国際的な採用状況～多くの場合、発生主義への転換にあたり採用

■ほぼそのまま適用(スイス、南アフリカ、イスラエル)

■発生主義転換への参考(フランス、ノルウェー)

■ポイント

■資産の定義:「財貨の生産またはサービス提供への使用、外部への賃借、あるいは行政上の目的で保有する資産・・・」

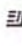
■資金生成資産と非資金生成資産の区分

■非資金生成資産の減損(サービス提供能力基準)

■徴税権の議論

■公的年金(給付金支払債務)の議論

Page 40

新日本有限責任監査法人  ERNST & YOUNG
Quality In Everything We Do

4-3. 会計が与えるガバナンスへのプレッシャー

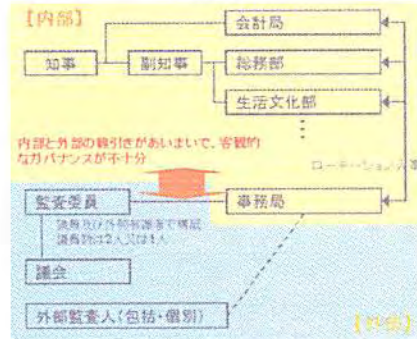
- 減損会計の導入による安易な投資への規律
- 会計間操作による粉飾・逆粉飾の抑制
- 公会計が持つ本質的機能の追求
 - 負担すべき行政コストが当期の税収(市民の負担)でまかなえたかどうかを明らかに
 - 資源配分のあり方を一般に可視化
 - 世代間負担の闘争を煽る(公平性の議論の喚起)

4-4. 議会とのかかわり

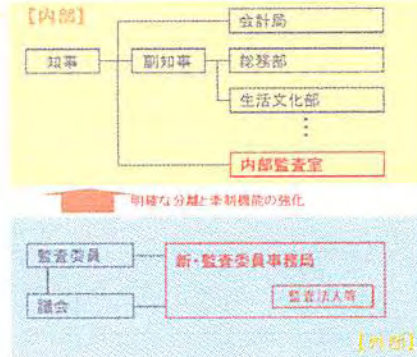
- いままで何を見てきたか？
- 何がわかって、何を監視・追及してきたか？
- 自治体財政・自治体財務とはどうあるべきか？
- 何を見るべきか？
- 体制は？
 - 米国の例
 - GASB(OMB、財務省、議会)
 - 議会直属のGAO

<参考>

現状



【近未来】あるべき姿



> 監査委員監査は、実態としては**内部の職員による監査**
 ・事務所が監査対象の一部を抱えている(3区監査)

> 内部・外部の**明確な機能・人員の分離とミッションの明確化**
 ・現行の監査委員事務局 → 知事に対する内部監査機能に特化
 ・新・監査委員事務局 → 議会所属の外部監査機関

> 内部の職員の**独立性・専門性も十分とはいえない**
 ・業務担当は監査の専門家ではない(ローテーション) → 監査対象の
 対象部局と関わりが深い(主従型監査)

> 新・監査委員事務局に**監査法人等民間の知見を活用**
 ・監査委員事務局の業務と民間の監査法人等が担う(民間の監査機
 関の独立性・専門性の強化を図る)

> 外部監査制度も**独立性や監査対象範囲が限定される**
 ・契約の相手方や利害関係は「内部」であるため、独立性が保証される(監
 査責任の明確化)。また複数のテーマや監査要求に合わせた「外部」対
 象範囲も限定する。

> 外部監査に対する**権限と「責任」の付与**
 ・執行機関に対する十分な監査権限を持つと共に、議会や住民に対する
 説明責任を負う。

ご質問・お問い合わせ先

●新日本パブリック・アフェアーズ㈱

●新日本有限責任監査法人

公会計部 パブリック・アフェアーズ事業部

社員 公認会計士 黒石 匡昭

▶ TEL) 03-3503-1557

▶ FAX) 03-3503-1310

▶ E-Mail) kuroishi-msk@shinnihon.or.jp